

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第3章, 第5章, 第6章)

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

			条文	認知症対応型通所介護(第3章)		条文	認知症対応型共同生活介護(第5章)			条文	地域密着型特定施設入居者生活介護(第6章)	
				単独型・併設型指定認知症 対応型通所介護	共用型指定認知症 対応型通所介護							
申請者			介護保険法 施行規則 131の10の2	法人		介護保険法 施行規則 131の10の2	法人			介護保険法 施行規則 131の10の2	法人	
基本方針			41	認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。		89	認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。			109	①地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者が指定地域密着型特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。 ②指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。	
											サテライト型特定施設の 基準緩和	
人員基準	従業者の員数等	介護従業者	42	-		90	夜間及び深夜 以外の時間帯	共同生活住居ごとに、常勤換算 で利用者数3に対し1以上。	1 以上の 者は 常勤	110	-	-
				夜間及び深夜	共同生活住居ごとに、1以上の 介護従業者に夜間及び深夜の 勤務(宿直勤務を除く)を行わせる ために必要な数以上。							
		生活相談員	介護を提供している時間 帯に生活相談員が勤務し ている時間数の合計数を 介護を提供している時間 帯の時間数で除して得た 数が1以上確保されるた めに必要と認められる数。		次ページに記載	-			1以上 1人以上は常勤	本体施設による入居者処 遇が適切に行われると認め られるときは、置かないこ とができる。 職務の遂行に支障がない 場合は、同一敷地内にある 他の事業所等の職務に従 事できる。		

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第3章, 第5章, 第6章)

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

				条文	認知症対応型通所介護(第3章)		条文	認知症対応型共同生活介護(第5章)		条文	地域密着型特定施設入居者生活介護(第6章)				
					単独型・併設型指定認知症 対応型通所介護	共用型指定認知症 対応型通所介護									
人員基準	従業者の員数等		介護職員	42	専従の看護職員又は介護職員が1以上及び介護を提供している時間に看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を介護を提供している時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数。単位ごとに常時1以上。利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位の看護職員又は介護職員として従事可。	いずれか1人以上は常勤	指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの利用者、入居者又は入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数を合計した数について、それぞれの人員に関する基準に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。	90		110	合計数は、常勤換算で、利用者数3に対し1以上。看護職員は、常勤換算で1以上、常勤で1以上。介護職員は、常に1以上確保し、常勤で1以上。	常勤換算でそれぞれ1以上。職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事できる。			
			看護職員												
			機能訓練指導員		1以上日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。当該事業所の他の職務への従事可。									1以上日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者。当該事業所の他の職務への従事できる。	本体施設による入居者処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事できる。
			計画作成担当者										共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができる。厚生労働大臣が定める研修を修了している者。1以上の者は、介護支援専門員。ただし、併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより当該事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、置かないことができる。上記介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督する。介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者をもって充てることができる。	1以上専従の介護支援専門員。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事できる。	本体施設による入居者処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができる。職務の遂行に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事できる。併設される指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員により当該施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第3章, 第5章, 第6章)

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

			条文	認知症対応型通所介護(第3章)		条文	認知症対応型共同生活介護(第5章)	条文	地域密着型特定施設入居者生活介護(第6章)
				単独型・併設型指定認知症 対応型通所介護	共用型指定認知症 対応型通所介護				
人員基準	従業者の員数等	単位	42	介護の単位は、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員を12人以下とする。	-	90	-	110	-
		併設施設での職務		-	指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所が併設されている場合において、当該事業所が上記人員基準を満たすほか、それぞれの併設施設が人員基準を満たす従業員を置いているときは、それぞれの併設施設の職務に従事できる。		同左		
	管理者		43・47	専従常勤。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事できる。適切な介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。	91	共同生活住居ごとに常勤専従。ただし、管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定複合型サービス事業所の職務に従事できる。適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。	111	専従。ただし、管理上支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の職務に従事できる。	
	代表者		-	-	92	特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、厚生労働大臣が定める研修を修了している者。	-	-	

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第3章, 第5章, 第6章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

			条文	認知症対応型通所介護(第3章)		条文	認知症対応型共同生活介護(第5章)		条文	地域密着型特定施設入居者生活介護(第6章)
				単独型・併設型指定認知症 対応型通所介護	共用型指定認知症 対応型通所介護					
設備基準	定員		46	-	施設ごとに1日3人以下	93	共同生活住居	5人以上9人以下		-
	事業者			-	居宅サービス事業等について3年以上の経験を有する者		居室	1人。ただし、処遇上必要と認められる場合は、2人可。		-
	建物		44	-	-		-		112	①耐火建築物又は耐火建築物 ②専門的知識を有する者の意見を聴いて、以下の要件を満たす木造かつ平屋建ての特定施設の建物であつて、安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。 一 スプリンクラーの設置、内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等が初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。 三 円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。 ③車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造 ④建築基準法及び消防法の定めによる。
	設備備品	必要な設備・備品		備えなければならない	-		-			-
		共同生活住居		-	-		1または2			-
		居室		-	-		床面積は、7.43㎡以上			-
		介護居室		-	-		-			①定員1人。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人可。 ②プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さ。 ③地階に設けてはならない。 ④1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面する。
		一時介護居室		-	-		-			①他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合は設けなくてもよい。 ②介護を行うために適当な広さ。

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第3章, 第5章, 第6章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

			条文	認知症対応型通所介護(第3章)		条文	認知症対応型共同生活介護(第5章)	条文	地域密着型特定施設入居者生活介護(第6章)
				単独型・併設型指定認知症 対応型通所介護	共用型指定認知症 対応型通所介護				
設備 備品	設備備品	居間	44	-	-	93	同一の場所とすることができる	112	-
		食堂		3㎡×利用定員以上 ※食事の提供, 機能訓練の実施 に支障がない広さを確保できる 場合は, 同一場所でも可	-				①同一敷地内にある他の事業所, 施設等の食堂を利用 できる場合は設けなくてもよい。 ②機能を十分に発揮しうる適当な広さ。
		機能訓練室			-		-		①他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保 できる場合は設けなくてもよい。 ②機能を十分に発揮しうる適当な広さ。
		浴室		-	-		-		①同一敷地内にある他の事業所, 施設等の浴室を利用 できる場合は設けなくてもよい。 ②身体の不自由な者が入浴するのに適したもの。
		便所		-	-		-		居室のある階ごとに設置し, 非常用設備を備えている。
		相談室		遮へい物の設置等により相談の 内容が漏えいしないよう配慮さ れていること。	-		-		-
		消防設備 非常災害設備		備えなければならない	-		設ける		設ける
		設備の使用		専用。ただし, 介護の提供に支 障がない場合は, この限りでな い。	-		-		-
		家族・地域 との交流		-	-		住宅地又は利用者の家族や地域住民との交流の機会が 確保される地域にあるようにしなければならない。		-

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第3章, 第5章, 第6章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	認知症対応型通所介護(第3章)		条文	認知症対応型共同生活介護(第5章)	条文	地域密着型特定施設入居者生活介護(第6章)
			単独型・併設型指定認知症 対応型通所介護	共用型指定認知症 対応型通所介護				
運 営 基 準	内容及び手続の説明 及び同意(契約締結等)	61 (3-7準用)	①あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、勤務の体制等利用者のサービス選択に係る重要事項を文書で交付して説明を行い、利用申込者の同意を得て、提供を開始する。 ②利用申込者又はその家族から申し出があった場合には、承諾を得て、文書でなく、CD-ROM等の電子ファイルで提供してもよい。		108 (3-7準用)	同左	113	①あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法等入居申込者のサービスの選択に係る重要事項を文書で交付して説明を行い、入居及び介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。 ②契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。 ③より適切な指介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合は、移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約に係る文書に明記しなければならない。 ④3-7の②を準用。
	提供拒否の禁止	61 (3-8準用)	正当な理由なくサービス提供を拒んではならない。		108 (3-8準用)	同左	-	-
	サービス提供困難時の対応	61 (3-9準用)	事業の実施地域などの関係で適切な提供が困難な場合は、利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡し、適当な他事業者の紹介など必要な措置を速やかに講じなければならない。		-	-	-	-
	受給資格等の確認	61 (3-10準用)	①被保険者証によって、被保険者資格や要介護認定の有無や有効期間を確認する。 ②認定審査会意見があるときは、それに配慮してサービスを提供する。		108 (3-10準用)	同左	129 (3-10準用)	同左
	要介護認定の申請に係る援助	61 (3-11準用)	①要介護認定を受けていない利用者申込者については、意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。 ②必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請を有効期間が終了する30日前にはなされるよう必要な援助を行う。		108 (3-11準用)	同左	129 (3-11準用)	同左
	心身の状態の把握	48	サービス担当国会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況の把握に努めなければならない。		-	-	-	-
	事業者等との連携	61 (3-13準用)	①サービス提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 ②サービス提供の終了の際は、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。		-	-	-	-

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第3章、第5章、第6章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	認知症対応型通所介護(第3章)		条文	認知症対応型共同生活介護(第5章)	条文	地域密着型特定施設入居者生活介護(第6章)
			単独型・併設型指定認知症 対応型通所介護	共用型指定認知症 対応型通所介護				
運 営 基 準	入退所	-	-		94	①要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする。 ②入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることの確認をしなければならない。 ③入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。 ④入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。 ⑤利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。 ⑥利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	-	
	介護の提供の開始等	-	-		-	-	114	①正当な理由なく入居者に対する介護の提供を拒んではならない。 ②入居者が当該介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。 ③入居者等が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。 ④介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。
	法定代理受領サービスの提供を受けるための援助(利用者の同意)	61 (3-14準用)	法定代理受領サービスの要件を満たしていない場合、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するなど必要な援助を行わなければならない。	-	-	-	115	有料老人ホームである指定地域密着型特定施設においては、法定代理受領サービスとして提供する場合は、利用者の同意がその条件であることを当該利用者に説明し、その意思を確認しなければならない。
	居宅サービス計画に沿った提供	61 (3-15準用)	居宅サービス計画が作成されている場合は、その計画に沿ったサービス提供をしなければならない。	-	-	-	-	-
	居宅サービス計画等の変更の援助	61 (3-16準用)	利用者がサービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡等の必要な援助を行う。	-	-	-	-	-

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第3章、第5章、第6章)

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

		条文	認知症対応型通所介護(第3章)		条文	認知症対応型共同生活介護(第5章)	条文	地域密着型特定施設入居者生活介護(第6章)
			単独型・併設型指定認知症 対応型通所介護	共用型指定認知症 対応型通所介護				
運 営 基 準	サービス提供の記録	61 (3-18準用)	①サービスの提供及び内容、利用者に代わって支払いを受けるサービス費(法定代理受領)等を利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。 ②利用者から申し出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。		95	①入居に際しては、入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。 ②介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。	116	①介護の開始に際しては、開始の年月日及び入居している施設の名称を、終了に際しては、終了の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければならない。 ②介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。
	利用料等の受領	49	①法定代理受領サービスに該当する介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、介護サービス費用基準額から事業者を支払われる介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ②法定代理受領サービスに該当しない介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ③上記の支払いの他に、下記の費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 二 通常要する時間を超える介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、基準額を超える費用 三 食事の提供に要する費用 四 おむつ代 五 その他介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 ④上記三の費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 ⑤あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。		96	①法定代理受領サービスに該当する介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、介護サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ②法定代理受領サービスに該当しない介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ③上記の支払いの他に、下記の費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一 食材料費 二 理美容代 三 おむつ代 四 その他介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの ④あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。	117	①法定代理受領サービスに該当する介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、介護サービス費用基準額から事業者を支払われる介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。 ②法定代理受領サービスに該当しない介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 ③上記の支払いの他に、下記の費用の額の支払を利用者から受けることができる。 一 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 二 おむつ代 三 その他介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの ④あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
	保険給付の請求のための 証明書の交付	61 (3-20準用)	法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。		108 (3-20準用)	同左	129 (3-20準用)	同左
	基本取扱方針	50	①利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。 ②自らその提供する介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。		-	-	-	-

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	認知症対応型通所介護(第3章)		条文	認知症対応型共同生活介護(第5章)	条文	地域密着型特定施設入居者生活介護(第6章)
			単独型・併設型指定認知症対応型通所介護	共用型指定認知症対応型通所介護				
運営基準	(具体的)取扱方針	51	一 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。 二 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行う。 三 介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。 四 介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。 五 介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。 六 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。		97	①利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行われなければならない。 ②利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行われなければならない。 ③介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 ④介護従業者は、介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 ⑤介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑥身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ⑦自ら提供する介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。	118	①利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。 ②サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。 ③懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。 ④介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ⑤身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ⑥自らその提供する介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
	介護計画の作成	52	①管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画を作成しなければならない。 ②計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成しなければならない。 ③管理者は、計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ④管理者は、計画を作成した際には、その計画を利用者に交付しなければならない。 ⑤従業者は、それぞれの利用者について、計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。		98	①管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 ②通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めなければならない。 ③利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成しなければならない。 ④内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。 ⑤当該介護計画を利用者に交付しなければならない。 ⑥他の介護従業者及び利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。 ⑦②～⑤までの規定は、⑥に規定する計画の変更について準用する。	119	①管理者は、計画作成担当者に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 ②適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。 ③利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成しなければならない。 ④内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。 ⑤当該施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。 ⑥他の施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。 ⑦②～⑤までの規定は、⑥に規定する計画の変更について準用する。

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第3章, 第5章, 第6章)

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

		条文	認知症対応型通所介護(第3章)		条文	認知症対応型共同生活介護(第5章)	条文	地域密着型特定施設入居者生活介護(第6章)
			単独型・併設型指定認知症 対応型通所介護	共用型指定認知症 対応型通所介護				
運営基準	介護等	-	-		99	①介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。 ②利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 ③利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。	120	①介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。 ②自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。 ③利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。 ④利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
	社会生活上の便宜の提供等	-	-		100	①利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めなければならない。 ②利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。 ③常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。	-	-
	利用者に関する市町村への通知	61 (3-26準用)	次の①②に該当した場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 ①利用者が正当な理由なく指示に従わず、要介護度状態の程度を悪化させたとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。		108 (3-26準用)	同左	129 (3-26準用)	同左
	緊急時の対応	61 (12準用)	サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。		108 (80準用)	現に介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	129 (80準用)	同左
	管理者の責務	53	①管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。 ②従事者に運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。		108 (53準用)	同左	129 (53準用)	同左
	管理者による管理	-	-		101	共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。	-	-

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第3章, 第5章, 第6章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	認知症対応型通所介護(第3章)		条文	認知症対応型共同生活介護(第5章)	条文	地域密着型特定施設入居者生活介護(第6章)
			単独型・併設型指定認知症 対応型通所介護	共用型指定認知症 対応型通所介護				
運 営 基 準	機能訓練	-	-		-	-	121	利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。
	健康管理	-	-		-	-	122	看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。
	相談及び援助	-	-		-	-	123	常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。
	利用者の家族との連携等	-	-		-	-	124	常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
	運営規程	54	一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 六 通常の事業の実施地域 七 サービス利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 その他運営に関する重要事項 を定めておかなければならない。		102	一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務内容 三 利用定員 四 サービスの内容及び利用料その他の費用の額 五 入居に当たっての留意事項 六 非常災害対策 七 その他運営に関する重要事項 を定めておかなければならない。	125	一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務内容 三 入居定員及び居室数 四 介護の内容及び利用料その他の費用の額 五 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 六 施設の利用に当たっての留意事項 七 緊急時等における対応方法 八 非常災害対策 九 その他運営に関する重要事項 を定めておかなければならない。
	勤務体制の確保等	55	①適切なサービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ②事業所の従業者によってサービスを提供しなければならない。 ③介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。		103	①適切な介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ②介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しなければならない。 ③介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	126	①適切な介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ②施設の従業者によって介護を提供しなければならない。ただし、当該事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。 ③介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合は、業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。 ④施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第3章, 第5章, 第6章)

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

		条文	認知症対応型通所介護(第3章)		条文	認知症対応型共同生活介護(第5章)	条文	地域密着型特定施設入居者生活介護(第6章)
			単独型・併設型指定認知症 対応型通所介護	共用型指定認知症 対応型通所介護				
運営基準	定員の遵守	56	利用定員を超えて介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。		104	入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	-	-
	非常災害対策	57	非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。		108 (57準用)	同左	129 (57準用)	同左
	衛生管理等	58	①利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 ②感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。		108 (58準用)	同左	129 (58準用)	同左
	掲示	61 (3-32準用)	事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他の利用者のサービス選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。		108 (3-32準用)	同左	129 (3-32準用)	同左
	秘密保持等	61 (3-33準用)	①従業者は正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②従業者であったものが、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 ③サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。		108 (3-33準用)	同左	129 (3-33準用)	同左
	広告	61 (3-34準用)	内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。		108 (3-34準用)	同左	129 (3-34準用)	同左
	居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	61 (3-35準用)	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。		106	①指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 ②居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	129 (3-35準用)	認知症対応型通所介護に同じ

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第3章, 第5章, 第6章)

平成24年5月10日現在

※凡例

従うべき基準	標準	参酌すべき基準
--------	----	---------

		条文	認知症対応型通所介護(第3章)		条文	認知症対応型共同生活介護(第5章)	条文	地域密着型特定施設入居者生活介護(第6章)
			単独型・併設型指定認知症 対応型通所介護	共用型指定認知症 対応型通所介護				
運 営 基 準	苦情処理	61 (3-36準用)	①利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②苦情を受け付けた場合には、苦情の内容等を記録しなければならない。 ③市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ④市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。 ⑤国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ⑥国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。		108 (3-36準用)	同左	129 (3-36準用)	同左
	協力医療機関等	-	-		105	①利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。 ②あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 ③サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。	127	①利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。 ②あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
	調査への協力等	-	-		108 (84準用)	提供した介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	-	-

◆指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準省令の整理(第3章, 第5章, 第6章)

平成24年5月10日現在

※凡例		
従うべき基準	標準	参酌すべき基準

		条文	認知症対応型通所介護(第3章)		条文	認知症対応型共同生活介護(第5章)	条文	地域密着型特定施設入居者生活介護(第6章)
			単独型・併設型指定認知症 対応型通所介護	共用型指定認知症 対応型通所介護				
運営基準	地域との連携等	59	①地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 ②サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。		108 (85準用)	①介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。 ②①の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。 ③事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。 ④事業の運営に当たっては、提供した介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	129 (85準用)	同左
	事故発生時の対応	61 (3-38準用)	①利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ②事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 ③サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。		108 (3-38準用)	同左	129 (3-38準用)	同左
	会計の区分	61 (3-39準用)	事業所ごとに経理を区分するとともに、各介護サービス事業の会計とその他事業の会計を区分しなければならない。		108 (3-39準用)	同左	129 (3-39準用)	同左
	記録の整備	60	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 利用者に対する介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 認知症対応型通所介護計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 市町村への通知に係る記録 四 苦情の内容等の記録 五 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		107	①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ②利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 認知症対応型共同生活介護計画 二 具体的なサービスの内容等の記録 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 市町村への通知に係る記録 五 苦情の内容等の記録 六 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 七 報告、評価、要望、助言等の記録	128	①従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 ②利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。 一 地域密着型特定施設サービス計画 二 提供した具体的なサービスの内容等の記録 三 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 四 委託業務の結果等の記録 五 市町村への通知に係る記録 六 苦情の内容等の記録 七 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 八 報告、評価、要望、助言等の記録 九 施行規則第六十五条の四第三号に規定する書類